

部局長会議議事概要（１１月２５日）

総務課

１ 日 時：令和元年１１月２５日（月）９：３０～９：４５

２ 場 所：第一応接室（本庁３階）

３ 出席者

佐竹知事、堀井副知事、川原副知事

各部局長（観光文化スポーツ部は次長）、警察本部長、教育長、危機管理監

４ 議 事

総務部長

- ・地方自治法の改正により令和２年４月１日から開始する内部統制制度について、次の事項を説明し、各部局長等に取り組を依頼した。

（説明項目）

- （１）取組体制及び内容
- （２）試行を行う旨

企画振興部長

- ・財務事務以外の事務の取組の予定は。

→

（総務部長）

将来的な検討課題であるが、まずは財務事務に係る取組をしっかりとしたものにする。

あきた未来創造部長

- ・１３の事務が示されているが、項目は部局の実情に応じて設定してよいものか。
- ・複数年にわたる事務は、確認シートをどのように使用していくか。

→

（総務課）

１３事務を標準例とし、試行はこれにより行う。課所の実情に応じて追加を妨げるものでないので、本格施行時に詳細を示す。

複数年にわたる事務は、一つの確認シートを使用するが、評価は年度ごとに行う。

（総務部長）

まずはスモールスタートとし、状況を見ながら逐次内容の改善を図り、取組対象範囲も広げていきたいと考えている。

知事

- ・事務ミス防止の取組はこれまでも各部局において行ってきたが、内部統制は全庁統一の様式を整備して取り組むもの。
- ・これまでなんとなくチェックしていたものを、内部統制では、確認すべき職員を明らかにし、確認の経緯を後でフォローできるよう、シートに残すようにすること。
- ・職員の過度の負担とならないようにする必要があるが、事務ミスを減らすために必要な取組であり、しっかり取り組むこと。

以上

内部統制制度の実施及び試行について（案）

令和元年 1 1 月 2 5 日
総 務 部

本県における適正な事務の執行を確保するため、内部統制の推進に向けた実施体制を整備するとともに、取組内容の素案を定め、試行を実施することとする。

1 取組体制・内容

(1) 対象事務

財務事務

- 改正地方自治法により取組が必須とされていることに加え、リスクが顕在化した場合の影響が大きく、発生頻度も高い「財務に関する事務」について取り組む。
- 内部統制推進幹事会及びそのワーキンググループでの検討を踏まえ、次に示す 13 事務を内部統制の対象とする。

No.	対象事務	摘 要	No.	対象事務	摘 要
1	予算事務（一般）	全て	8	支出事務（一般）	500 万円以上
2	起債事務	全て	9	支出事務（建設工事）	5,000 万円以上
3	国庫補助金申請事務	100 万円以上	10	支出事務（建設コンサル業務）	1,000 万円以上
4	収入事務（一般）	100 万円以上	11	補助金交付事務（間接補助事業）	500 万円以上
5	財産貸付事務	100 万円以上	12	補助金交付事務（県単補助事業）	500 万円以上
6	行政財産使用許可事務	100 万円以上	13	生活保護費支給事務	全て
7	自動車税身障減免事務	全て			

(2) 対象部局

知事部局

- 本庁各課室、地域振興局各部、その他地方機関ごとを単位として取り組む。
- 知事部局以外（議会・人事委員会・監査委員・労働委員会等の各事務局、教育庁・教育機関・県立学校、警察本部）については、令和3年度以降の導入を検討。

(3) 実施体制

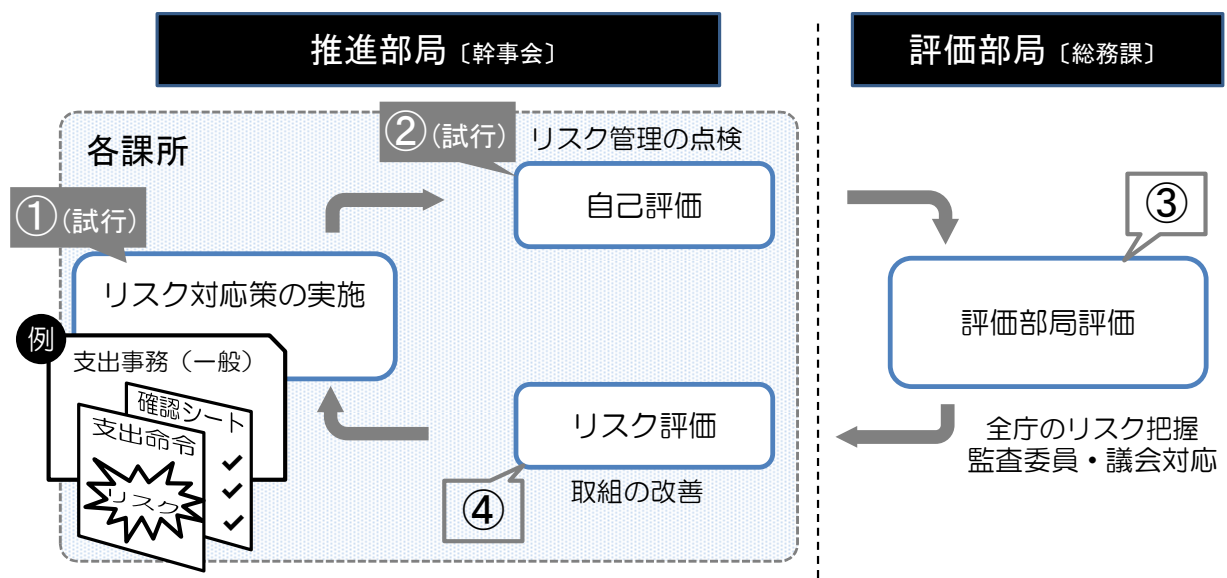
知事を責任者とし、「内部統制推進部局」（以下「推進部局」という。）である内部統制推進幹事会（各部局主管課長で構成。事務局：総務課。以下「幹事会」という。）の下で、各課所がリスク対応策の実施や自己評価等を行うとともに、総務課に設置する「内部統制評価部局」（以下「評価部局」という。）が取組全体の評価を行う体制をとる。

(4) 取組内容

- ① 対象事務に内在するリスクの発生防止や低減のため、各課所は、事務別に定めた確認シートにより、各プロセスにおいて確認作業を行う。
- ② 各課所は、期末において取組に対する自己評価を行い、推進部局を経由して評価部局に報告し、その評価を受ける。
- ③ 評価部局は、評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して、議会へ報告の上、公表する。
- ④ 推進部局は、評価の結果等を踏まえ、以降の取組の改善を図る。

(5) 実施時期

令和2年4月1日～



2 試行について

(1) 対象範囲

財務に係る13事務について、上図に示す「リスク対応策の実施」から「自己評価」までのプロセスを試行する。

(2) 試行期間

令和元年12月9日(月)から令和2年2月28日(金)まで

(3) その他

試行に当たって、県央、県北、県南各地区で、職員向けの説明会を開催する。